

長期優良住宅建築等計画に係る認定申請手数料一覧表(令和4年10月1日から) 【新築】

申請の種類 住棟の戸数	法第5条第1項 法第5条第2項 法第5条第5項		法第5条第3項 法第5条第4項		法第8条第1項 長期使用構造等 の変更がある場合 (法第5条第1項、2項、 5項の認定を受けたもの)		法第8条第1項 長期使用構造等 の変更がある場合 (法第5条第3項、4項 の認定を受けたもの)		法第8条第1項 長期使用構造等 の変更がない場合 (法第5条第1項、2項、 5項の認定を受けたもの)		法第8条第1項 長期使用構造等 の変更がない場合 (法第5条第3項、4項 の認定を受けたもの)	
	ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ
戸建て	50,900	13,500	47,900	10,500	26,000	7,300	24,400	5,800	7,300	5,800	7,300	5,800
5戸以下(戸建てを除く)	24,000	4,900	23,000	3,900	12,100	2,500	11,600	2,000	2,500	2,000	2,500	2,000
6戸 ~ 10戸	19,200	4,100	18,400	3,300	9,600	2,100	9,200	1,700	2,100	1,700	2,100	1,700
11戸 ~ 25戸	15,100	2,700	14,500	2,100	7,600	1,300	7,300	1,000	1,300	1,000	1,300	1,000
26戸 ~ 50戸	13,600	2,200	13,200	1,800	6,800	1,100	6,600	900	1,100	900	1,100	900
51戸 ~ 100戸	11,600	1,600	11,400	1,400	5,800	800	5,700	700	800	700	800	700
101戸 ~ 200戸	10,800	1,400	10,500	1,200	5,400	700	5,200	600	700	600	700	600
201戸 ~ 300戸	10,300	1,200	10,100	1,000	5,100	600	5,000	500	600	500	600	500
301戸 ~	9,400	1,000	9,200	800	4,700	500	4,600	400	500	400	500	400

申請の種類 住棟の戸数	法第9条第1項	法第10条	法第18条
戸建て	6,000	3,000	160,000
5戸以下(戸建てを除く)	2,000	1,000	
6戸 ~ 10戸	1,500	800	
11戸 ~ 25戸	1,000	400	
26戸 ~ 50戸	800	400	
51戸 ~ 100戸	500	300	
101戸 ~ 200戸	500	200	
201戸 ~ 300戸	400	200	
301戸 ~	300	100	

<凡例>

ア 登録住宅性能評価機関による確認書及び住宅性能評価と一体申請を行った住宅性能評価書を添付しない場合

イ 登録住宅性能評価機関による確認書又は住宅性能評価と一体申請を行った住宅性能評価書を添付する場合

<注意>

※ 同時に建築基準法の適合性審査を申出の場合、別途建築確認審査手数料が必要

長期優良住宅建築等計画等に係る認定申請手数料一覧表(令和4年10月1日から)
【増築・改築・建築行為なし】

申請の種類 住棟の戸数	法第5条第1項 法第5条第2項 法第5条第5項 法第5条第6項 法第5条第7項		法第5条第3項 法第5条第4項		法第8条第1項 長期使用構造等 の変更がある場合 (法第5条第1項、2項、 5項、6項、7項 の認定を受けたもの)		法第8条第1項 長期使用構造等 の変更がある場合 (法第5条第3項、4項 の認定を受けたもの)		法第8条第1項 長期使用構造等 の変更がない場合 (法第5条第1項、2項、 5項、6項、7項 の認定を受けたもの)		法第8条第1項 長期使用構造等 の変更がない場合 (法第5条第3項、4項 の認定を受けたもの)	
	ウ	エ	ウ	エ	ウ	エ	ウ	エ	ウ	エ	ウ	エ
戸建て	76,400	20,300	71,900	15,800	38,700	10,700	36,400	8,400	10,700	8,400		
5戸以下(戸建てを除く)	36,000	7,400	34,500	5,900	18,100	3,800	17,300	3,000	3,800	3,000		
6戸 ~ 10戸	28,800	6,100	27,600	5,000	14,400	3,100	13,800	2,500	3,100	2,500		
11戸 ~ 25戸	22,700	4,100	21,800	3,200	11,400	2,000	10,900	1,600	2,000	1,600		
26戸 ~ 50戸	20,400	3,300	19,800	2,700	10,200	1,600	9,900	1,300	1,600	1,300		
51戸 ~ 100戸	17,500	2,500	17,100	2,100	8,700	1,200	8,500	1,000	1,200	1,000		
101戸 ~ 200戸	16,200	2,100	15,800	1,800	8,100	1,000	7,900	900	1,000	900		
201戸 ~ 300戸	15,400	1,800	15,100	1,500	7,700	900	7,500	700	900	700		
301戸 ~	14,200	1,500	13,900	1,200	7,100	700	6,900	600	700	600		

申請の種類 住棟の戸数	法第9条第1項	法第10条	法第18条
戸建て	8,000	3,000	160,000
5戸以下(戸建てを除く)	2,600	1,000	
6戸 ~ 10戸	2,000	800	
11戸 ~ 25戸	1,400	400	
26戸 ~ 50戸	1,000	400	
51戸 ~ 100戸	700	300	
101戸 ~ 200戸	600	200	
201戸 ~ 300戸	500	200	
301戸 ~	400	100	

<凡例>

ウ 登録住宅性能評価機関による確認書を添付しない場合

エ 登録住宅性能評価機関による確認書を添付する場合

<注意>

※ 同時に建築基準法の適合性審査を申出する場合、別途建築確認審査手数料が必要